

裁 決 書

審査請求人

住 所

氏 名

審査請求人が令和３年１２月１３日に提起した審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

審査請求人の主張の要旨

１ 審査請求の趣旨

本件審査請求は、審査請求人所有の土地に隣接するＡが所有する土地は、地目が畑であるが、農地転用をせず一部建物が建っていること、また、審査請求人の使用していた私道を損壊し、建物を建て通行を妨害していることについて、是正を求めているものと解される。

２ 審査請求の理由

審査請求人は、Ａが建物を建てたことが農地法第４条違反であること、農業委員会が上記趣旨内容について把握、認識しているが、Ａに対し農地転用申請をさせてないこと、違反転用に対する措置を講じていないことが不服であると主張しているものと解される。

理 由

１ 本件に係る法令等の規定について

- (１) 行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）（以下「法」という。）第２条において、「行政庁の処分不服がある者は、第４条及び第５条第２項

の定めるところにより、審査請求をすることができる」と規定されている。この「行政庁の処分」とは、「行政庁の法令に基づく行為のすべてを意味するものではなく、公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められるもの」（最高裁昭和 39 年 10 月 29 日第一小法廷判決）をいう。また、「処分に不服がある者」とは、「当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれがあり、その取消等によってこれを回復すべき法律上の利益をもつ者に限られるべき」（最高裁判所第三小法廷昭和 53 年 3 月 14 日判決（昭和 49 年（行ツ）第 99 号））とされている。

- (2) 法 24 条第 2 項において、審査請求が不適法であって補正することができないことが明らかなとき、審査庁は、審理手続を経ないで、裁決で当該審査請求を却下することができる旨規定している。
- (3) 法 45 条第 1 項において、処分についての審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下するものと規定している。

2 判断

法に基づく処分についての審査請求は、行政庁の処分を前提として、当該処分が違法又は不当であるために権利利益を侵害された国民の救済を図ることを主体たる目的としていることから、当該国民の権利利益に係る行政庁の処分が存在しない場合には、当該審査請求は、その要件を欠くものとして不適法であると解される。

本件審査請求についてこれをみると、請求人の提出した審査請求書及び審査請求書の補足説明資料からは、審査請求の対象となる行政庁の処分が存在しないことが明らかであるため、本件審査請求は不適法なものとして却下を免れない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求は要件を欠き不適法であって補正することができないことが明らかであるから、法第 24 条第 2 項及び法第 45 条第 1 項の規定により、主文のとおり裁決する。

4 請求人の主張について

なお、請求人は、前記「2 審査請求の理由」のとおり縷々主張するが、審査請求の対象となる行政庁の処分が存在しないことから、前記 3 の結論を左右するものではない。

令和 4 年 1 月 4 日

審査庁 池田町長 岡崎 和夫

(教 示)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、池田町を被告として（訴訟において池田町を代表する者は池田町長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。